

令和2年第2回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月7日（金）午後3時から午後3時37分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 （12人）

	1番	荒谷	隆
	2番	堰合	とし
	3番	阿部	範彦
	4番	久保	雅庸
	5番	浜谷	秀雄
	7番	長根	義則
	8番	郷州	公典
	9番	横道	文男
	11番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	百目木	憲一
会長	14番	久保沢	壽一

4. 欠席委員 （2人）

	6番	坂	政和
	10番	大下	修

5. 出席農地利用最適化推進委員（8人）

石鉢	地区	森	正浩
鳥屋部	地区	鹿原	仁
田代	地区	水合	達徳
登切	地区	清水頭	保孝
赤保内	地区	野沢	昭
大蛇	地区	笹山	勝彦
道仏	地区	糸坪	岩雄
小舟渡	地区	大平	義治

6. 欠席推進委員 （1人）

金山沢	地区	向井	成男
-----	----	----	----

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 第4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第5 議案第5号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
- 第6 議案第6号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
- 第7 議案第7号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	地代所誠
副参事（事務局次長）	清水恵美子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 12 名、推進委員 8 名です。 農業委員の数が定足数に達していますので、令和 2 年第 2 回階上町農業委員会総会を開会します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、12 番 土橋委員、13 番 百目木委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定します。 これより、議事に入ります。 日程第 3、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 審議を行う前に本件の中に私の所有する農地の案件が含まれておりますので、会議規則第 24 条の規定により、議事参与の制限に該当すると認められますので、暫時の間、退室し、その間の議事進行について百目木職務代理者をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長 退室)</p>
議長代	<p>これより会長退室の間、議長を務めさせていただきます。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 3 号</u>について朗読いたします。 <u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 3 号の詳細について説明いたします。 番号 2 ですが、申請者は新規就農者としてネギ等の栽培に取り組んでおり、今後規模拡大を進めていくため用地の確保を行うものです。現在、ネギ等の栽培についても適正に行えていることから農地法第 3</p>

	<p>条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えるものです。</p> <p>次に番号3ですが、父から娘に農業経営を移譲するため、農地の一括貸付を行うもので、水稻を中心にカボチャや豆などの作付けしており、父の指導のもと現経営を継承するものです。現在も実際に機械等を所有し営農活動を実施できていることから、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないと考えますので、許可相当と判断するものです。</p> <p>次に番号4及び5についてですが、昨年4月に新規就農を目指して、転入し研修等を実施してきましたが、今般、青年等就農計画の認定を受け、次世代投資資金を活用して、雨よけミニトマトの栽培に着手するため、自宅に隣接した農地を使用貸借により借り受けるものです。なお、先に借家として借りた宅地敷きにハウスを1棟設置していることから、今般、ハウス部分についても現況農地として293㎡を貸付けるものです。</p> <p>貸付け期間を1年としていることについては、ミニトマトの栽培準備が3月より開始する必要があり、中管理事業等の申請では期間が必要となる事から、暫定的に3条により借用し、令和2年度中に中管理事業による貸借に切替をする予定の為です。</p> <p>また、営農計画については、青年等就農計画も認定されていることから、問題ないと考えるもので、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長代	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号2、4、5について地区担当の鹿原推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>番号2は、2月3日、会長、局長、堰合委員、申請者と私の5人で現地確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりです。</p> <p>次に番号4、5は、会長、百目木職代、堰合委員、局長、私の5人で現地確認しました。詳細については、局長説明のとおりです。</p> <p>それぞれご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長代	<p>ありがとうございました。次に番号3について、地区担当の清水頭委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>2月3日、会長、局長、久保委員、申請者と私の5人で現地確認を</p>

	<p>しました。詳細については、局長説明のとおりですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長代	<p>これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議長代	<p>無いようですので、採決いたします。議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長代	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認されました。久保沢会長の入室を許可し、この後の議事について議長をお願いします。</p>
会長	<p>(会長 入室)</p>
議長	<p>百目木職務代理者にはご苦労様でした。これより、私が議事進行を行います。</p> <p>次に日程第4、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第4号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>2ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第4号番号2の詳細について説明いたします。</p> <p>本農地は、所有者が父から相続により取得したもので、その一部を住宅建設のため夫に貸し付けるため申請するものです。</p> <p>申請地は、国道45号に近く主要な町道に面している土地で、周りには、山林や住宅地が多く、小集団の農地となっていることから、第2種農地と判断される農地です。</p> <p>現在、借家住まいで、借家の老朽化などにより契約の更新が難しく</p>

	<p>なったことから、住宅建設を決断したもので、自己所有地が他になく、建設費用を抑えなければ資金不足により建設できない状況となることから、本農地の一部を活用する以外に選択できない状況だったこと等、代替え地を検討しましたが、他に取得可能な用地が付近に無いこと等から、妥当と考えるもので、面積については、496 m²で500 m²未満であり建ぺい率は、25%と20%以上となっていることから、許可相当と考えるものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の大平推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2月3日、会長、局長、長根委員、行政書士と私の5人で現地確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に日程第5、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号について朗読いたします。</p> <p>5ページをお願いします。【議案朗読】</p>

	<p>議案第5号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、贈与税の納税猶予の継続を希望する際に、受贈者が現に農業を営んでいることが要件となりもので、農業委員会の証明を添付の上、3年ごとに提出する必要があるものです。</p> <p>なお、贈与者が死亡した場合には、本贈与税の納税は免除されるものです。</p> <p>今回は、番号1から4までの4名の方が対象となっており、いずれも酪農や水稻など農業経営を行っていることから、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質疑なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第5号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号「贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第6、議案第6号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号について朗読いたします。</p> <p>7ページをお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第6号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、前議案と同様の考え方により、県税である不動産取得税について継続を希望する際に、受贈者が現に農業を営んでいることが要件となりもので、農業委員会の証明を添付の上、3年ごとに提出する必要があるものです。</p>

	<p>今回は、番号1から4までの4名の方が対象となっており、いずれも農業経営を行っていることから、許可相当と判断するものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質疑なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第6号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」の件は原案のとおり承認します。 次に日程第7、議案第7号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」の件を議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号について朗読いたします。 8ページをお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第7号の詳細について説明いたします。 本案は、任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について必要な事項を定めるものです。 皆さんは、新農業委員会法により公選制から公募による任命制に変更となった最初の委員及び推進委員となりましたが、本年7月19日で3年間の任期満了を迎えることから、新たな委員を委嘱するため、募集要項を定め募集するものです。 公募する期間は、令和2年4月1日～26日までの26日間とし、農業委員14名、農地利用最適化推進員9名を公募するものです。 新たな任期は、令和2年7月20日～令和5年7月19日までの3年間となります。 募集資格等については、ご承知のことと思いますので、今後の大まかなスケジュールについて説明いたします。</p>

	<p>この後、3月議会において、募集する旨、町議会議員全員協議会で説明し、町広報3月号及び町ホームページで募集を公表し、4月1日から受付を開始し、状況報告を中間となる4月13日にホームページ上で行い、最終結果を募集期間終了後の4月27日にホームページで公表することとしております。</p> <p>最終的な応募者が、募集定員を超える場合には、選考委員会を開催し、候補者を決定したうえで、6月議会定例会に於いて承認いただく予定としております。</p> <p>辞令交付式及び組織会の予定は7月20日を予定しているところです。</p> <p>農業委員の選任に際しては、認定農業者又は準ずる者を最低でも4分の1以上とする必要があること。農業に直接利害関係を有しない委員を1名任命すること。推進委員も含めて、女性の登用について配慮することなどが法律により示されているところです。</p> <p>以上で、朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質疑なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第7号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全議案が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年第2回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p>

令和2年2月7日

議事録署名者 議長 久保沢 壽一

12番 土 橋 剛

13番 百目木 憲一